

建設工事における最低制限価格及び低入札調査基準価格等の改正について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項、同条第2項並びに二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第113条の規定に基づく建設工事における最低制限価格及び低入札調査基準価格等について、次のとおり見直します。

1. 改正内容

(1) 最低制限価格の算出方法

中央公共工事契約制度運用連絡協議会における「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の考え方を参考に算出した基準価格に、入札案件ごとに予定価格決定権者がその都度定める係数を乗じて算出します。

(2) 低入札調査基準価格及び失格基準価格（以下「低入札調査基準価格等」という。）の算出方法

① 低入札調査基準価格

中央公共工事契約制度運用連絡協議会における「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の考え方を参考に算出した基準価格に、入札案件ごとに予定価格決定権者がその都度定める係数を乗じて算出します。

② 失格基準価格

国土交通省の「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」の考え方を参考に算出します。

2. 低入札価格調査における失格基準価格の取扱い

入札額が低入札調査基準価格を下回る場合、その額が失格基準価格を下回った場合は、当該入札を失格としておりましたが、これに加え、各費目のいずれかの額が、各費目の失格基準算出価格を下回った場合も当該入札を失格とします。

各費目の額は入札時に提出する見積内訳書で確認します。

そのため、入札額が失格基準価格以上であっても、各費目のいずれかの額が失格基準算出価格を下回った場合は、当該入札は失格となります。

3. 最低制限価格及び低入札調査基準価格等の公表

最低制限価格及び低入札調査基準価格等の設定方法及び金額については非公表とします。

ただし、最低制限価格、低入札調査基準価格等を下回ったことにより失格となった入札者及び失格となった入札者の入札金額については、入札結果書で公表します。

4. 最低制限価格及び低入札調査基準価格等の設定の表示

最低制限価格及び低入札調査基準価格等を設定した入札案件である場合は、その旨を入札公告（指名競争入札の場合は指名通知）に記載し、入札参加者へ周知いたします。

5. 適用開始時期

令和4年4月1日以降に公告する案件より適用します。